

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

過年度の貸付金計上の処理が誤っていた場合の是正方法等

《内容》

関与先のA社は衣料品の卸売業を営んでいます。このたび会計処理システムが旧式化したため、新たなシステムに切り替えました。その新システムへの切り替えにあたり、過去の事業年度における処理において、貸付金勘定に平成15年に個人甲氏（故人）に対して貸し付けた貸付金100万円が計上されていることが判明しました。しかしA社と甲氏との間には何ら取引関係はなく、その貸付けは先代の社長と甲氏の全く個人的な付き合いから行われていたと推察されます。甲氏からは利息の支払いや元本の返済は一切なく、A社としても返済の督促などは全くしていません。

そこで当期において、甲氏はすでに死亡し、その貸付金は回収できなくなっていますから、貸倒損失として処理したいと考えていますが、認められるでしょうか。

『答』

現在会社の貸付金勘定に計上されている、その貸付金はいわば架空のものということになります。したがって、その貸付金につき当期に貸倒損失として計上しても、その損金算入はできないものと考えます。

(解説)

1 甲氏に対する貸付金100万円の処理方法においては、ご質問のような事情からみますと、その貸付金は本来的にはその支出をした平成15年に寄附金または賞与として処理すべきであったと考えられます。しかし、平成15年からしますと、すでに更正の除斥期間が経過していますから、税務署長は平成15年の法人税または所得税につき更正をすることはできません。

2 そこで問題は、更正の除斥期間の経過により、本来貸付金でなかったものが貸付金として確定するかどうかです。

更正の除斥期間の経過は、平成15年の新たな課税はできないというに止まり、更正の除斥期間が経過したからといって、甲氏に対する貸付金の性格までが誤ったまま確定するわけではないと考えます。

仮に更正の除斥期間の経過により、法人が支出した金員の性格や帰属までが誤ったまま確定するとすれば、実務上は不合理な結果になる例が少なくありません。たとえば、ご質問のように本来寄附金ないし賞与として処理すべきものを貸付金として計上しておき、除斥期間が経過した後に貸倒損失として処理すれば、寄附金課税や賞与課税を免れることができます。

3 以上のような考え方からすれば、甲氏に対する貸付金は本来平成15年に寄附金または賞与として処理すべきであったわけですから、現在会社の貸付金勘定に計上されている、その貸付金はいわば架空のものということになります。したがって、その貸付金につき当期に貸倒損失として計上しても、その損金算入はできないものと考えます。

もし、当期において貸倒損失に計上してその貸付金を消滅させる場合には、法人税申告書別表四で所得金額に「加算・留保」の処理を行わなければなりません（申告書別表五（一）は、「区分」欄に「貸付金」と、「期首現在利益積立金額」欄に「△ 100万円」と計上し、「当期中の増減」欄の「減」欄でその△ 100万円を減算します）

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。